

4.環境保全措置の概要

4-1 収集運搬業務の環境保全措置の概要

- (1)車両の点検を行い、過積載に注意し運行する。
- (2)分別収集運搬を心掛けると共に収集運搬は迅速に行います。
- (3)車両、容器等は清潔を心掛け悪臭、雨水による流出を防ぎます。
- (4)性状によりそれに応じた容器等を併用し必要に応じてロープ等で固定し流出、飛散、悪臭の発散の防止に努めます。
- (5)脱着装置付きコンテナ専用車、ダンプ、キャブオーバでの運搬に際しては必要に応じて飛散防止、流出防止の為、積載した廃棄物をシートで覆い運搬する。
- (6)処理施設、排出事業場所への搬入搬出については騒音、振動、飛散、流出の発生防止に努めます。

4-2 処分業務の環境保全措置の概要

(1)囲い等

- ・防音壁とネットフェンスで場内を囲い出入り口は鉄製門扉を用いて施錠可能で施設内に立ち入るのを防いでいます。

(2)表示等

- ・立て札、その他の設備は敷地出入り口付近で見やすい状況にし表示すべき事項に変異が生じた場合は書替、破損が生じた場合は補修する。

(3)雨水等の流入防止

- ・鉄骨造の建物内であるため屋根・壁共に堅固であり床についてもコンクリートの直押さえである。また、場内にはU字溝を設置しているので雨水の流入の恐れはありません。

(4)排ガス対策

- ・施設の性格上、ガスは排出されません。

(5)消火設備及び防火

- ・消火設備を適切に備えており所轄消防署等の指示に従い火災発生の防止措置を講じております。
- ・作業中の喫煙を禁止するとともに他の火器の扱いを厳禁する。

(6)洗車設備

- ・敷地内に洗車設備を設けております。

(7)駐車設備及び管理事務所

- ・敷地内に駐車場を確保しております。
- ・作業場内に事務所を設けております。

(8)放流水

- ・処理施設からの排水はありません。

(9)排水処理設備

- ・尿尿・生活排水については合併浄化槽を使用しております。

(10)廃棄物の確認

- ・処理できる廃棄物かどうかを目視及びマニフェストにより確認いたします。
- ・荷卸しした廃棄物は展開検査し万が一廃棄物中に処理が不可能な廃棄物があった場合速やかに除去し排出元に返却いたします。

(11)処理能力

- ・施設の処理能力に見合う適正なものにするため受入れ時には計量します。
- ・処理機械の処理能力に合わせて廃棄物を投入します。

(12)飛散・流出悪臭防止

- ・固形物により、飛散・流出の恐れはありません。
- ・臭気の出るようなものは扱いません。

(13)害虫等の発生防止

- ・保管に使用する施設の洗浄と場内の洗浄に心掛けます。必要な場合は薬剤を散布するなどの措置を講じます。

(14)記録及び保存

- ・中間処理施設の維持管理にあたって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し年ごとに閉鎖し管理事務所で5年間保存する。
- ・廃棄物の搬入、搬出に係る車両の確認、廃棄物の種類の確認についてはこれを記録しマニフェストとともに年ごとに閉鎖し管理事務所で5年間保存する。

(15)騒音・振動及び粉じん防止

- ・騒音、振動については鉄骨造の倉庫内作業であり、必要に応じてシャッターを閉めて作業するので近隣に迷惑を及ぼす恐れはない。
- ・粉じんについては建屋内で作業し、必要に応じてシャッターを閉める。

2025年4月1日現在